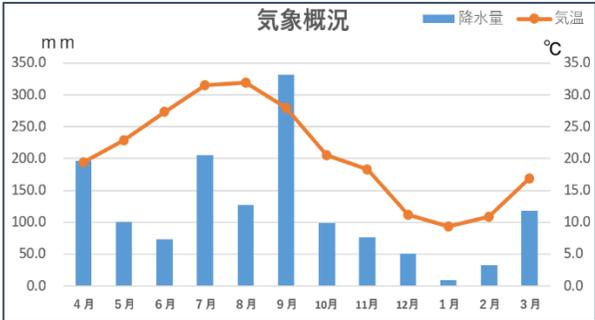
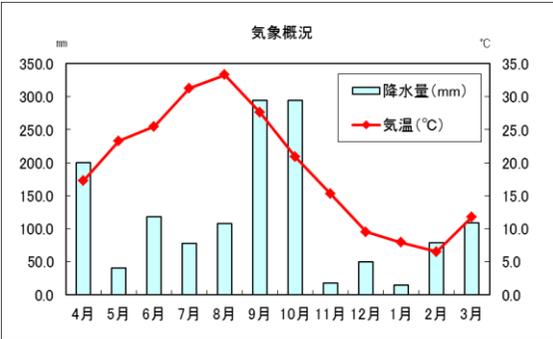


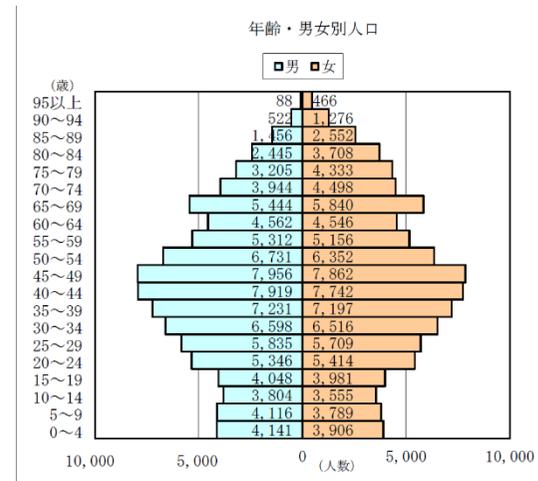
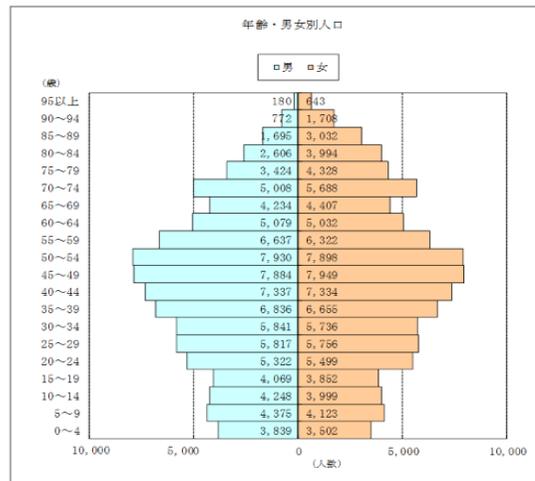
変更箇所	新	旧	変更理由
<p>第1編 第4章 市の地理的・社会的特徴</p>	<p>(2) 気候 温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。 気温は、年平均 <u>20.7</u> 度で、年々上昇する傾向にある。降水量は、年間 <u>1,421</u>mm で秋雨・台風の時期を中心に集中豪雨が発生している。 出典：東部水再生センター処理年報（令和4年度）</p>  <p>(3) 人口分布等 ① <u>住民基本台帳（令和4年4月1日現在）</u>によると、市の人口は <u>190,590</u> 人であり、区域別に見ると下連雀、上連雀が全人口の約 <u>38.3%</u> となっている。 <u>各地域の人口分布及び年齢・男女別人口</u>は次の表及び図のとおりである。 ② <u>国勢調査（令和2年実施）</u>によると、市の昼間人口は 168,665 人、昼夜間人口比率は <u>86.3%</u> である。</p>	<p>(2) 気候 温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。 気温は、年平均 <u>19.3</u> 度で、年々上昇する傾向にある。降水量は、年間 <u>1,407</u>mm で秋雨・台風の時期を中心に集中豪雨が発生している。 資料：水再生課（東部水再生センター測定一平成25年度）</p>  <p>(3) 人口分布 <u>平成29年1月1日現在の</u>住民基本台帳によると、市の人口は <u>185,101</u> 人であり、区域別に見ると下連雀、上連雀が全人口の約 <u>37.6%</u> となっている。 <u>年齢別では、14歳以下の年少人口が年々減少し、高齢者が増加する傾向にあり、現在はグラフのとおりで、今後もその傾向は進むものと予想される。</u></p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正及び文言を修正するとともに、「その他」の項目に記載されていた昼間人口情報を統合する。</p>

地域別人口 三鷹市統計データ集 2022

地域	世帯数	人口 (人)			面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)
		男	女	総計		
下連雀	24,086	22,489	24,704	47,193	2.25	20,975
牟礼	10,882	11,077	11,478	22,555	1.69	13,346
井の頭	8,905	7,710	8,246	15,956	1.34	11,907
中原	7,203	7,165	7,645	14,810	1.11	13,342
北野	3,687	3,830	3,893	7,723	1.02	7,572
新川	8,332	7,865	8,047	15,912	1.78	8,939
上連雀	13,589	12,733	13,149	25,882	1.89	13,694
井口	6,037	6,229	6,449	12,678	0.96	13,206
深大寺	4,095	4,246	3,881	8,127	0.57	14,258
野崎	3,064	3,230	3,257	6,487	0.99	6,543
大沢	6,289	6,559	6,708	13,267	2.82	4,705
合計	96,169	93,133	97,457	190,590	16.42	11,607

町別世帯数及び人口報告書 (平成 29 年 1 月 1 日現在)

地域	世帯数	人口 (人)			面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)
		男	女	総計		
下連雀	22,168	20,848	22,981	43,829	2.25	19,480
牟礼	10,640	10,945	11,284	22,229	1.69	13,153
井の頭	8,683	7,527	8,129	15,656	1.34	11,684
中原	6,939	7,075	7,455	14,530	1.11	13,090
北野	3,461	3,733	3,744	7,477	1.02	7,330
新川	8,263	8,048	8,104	16,152	1.78	9,074
上連雀	13,155	12,677	13,001	25,678	1.89	13,586
井口	5,677	6,081	6,255	12,336	0.96	12,850
深大寺	3,914	4,107	3,777	7,884	0.57	13,832
野崎	2,984	3,194	3,097	6,291	0.99	6,355
大沢	6,044	6,468	6,571	13,039	2.82	4,624
合計	91,928	90,703	94,398	185,101	16.42	11,273



時点修正する。

(5) 鉄道の位置等

① 鉄道は、新宿など都心から東西に連絡するJR中央線の三鷹駅、また吉祥寺駅と渋谷駅を連絡する京王井の頭線の三鷹台駅及び井の頭公園駅があり、1日当りの乗降者は、三鷹駅は公表されていないものの最も多く、次いで三鷹台駅が、17,225人、井の頭公園駅は5,804人で、通勤、通学者を中心として利用者が多い。

三鷹市統計データ集 2022 (資料：JR 東日本、京王電鉄)

単位：人/日

駅名等		乗車人員		
線名	駅名	計	上り方面へ	下り方面へ
JR中央線 注1	三鷹駅	73,648		
	三鷹台駅	8,719	5,365	3,356
京王井の頭線 注2	井の頭公園駅	2,929	1,402	1,527
	三鷹台駅	8,506	3,279	5,227
駅名等		降車人員		
線名	駅名	計	上り方面から	下り方面から
JR中央線 注1	三鷹駅			
	三鷹台駅	8,506	3,279	5,227
京王井の頭線 注2	井の頭公園駅	2,875	1,452	1,423

(6) 自衛隊施設等

三鷹市を隊区とする陸上自衛隊の部隊は、第1後方支援連隊補給隊(練馬駐屯地)である。また、隣接している府中市には、航空自衛隊府中基地が所在している。

(7) 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を、東京消防庁に委託している。

(9) その他

(移設)

(5) 鉄道の位置等

① 鉄道は、新宿など都心から東西に連絡するJR中央線の三鷹駅、また吉祥寺駅と渋谷駅を連絡する京王井の頭線の三鷹台駅及び井の頭公園駅があり、1日当りの乗降者は、三鷹駅は185,448人、三鷹台駅は23,001人、井の頭公園駅は6,648人で、通勤、通学者を中心として利用者が多い。

三鷹市統計データ集 2016 (資料：JR 東日本、京王電鉄)

単位：人/日

駅名等		乗車人員		
線名	駅名	計	上り方面へ	下り方面へ
JR中央線注1	三鷹駅	94,805		
	三鷹台駅	11,527	7,316	4,211
京王井の頭線注2	井の頭公園駅	3,412	1,655	1,757
	三鷹台駅	11,233	7,019	4,214
駅名等		降車人員		
線名	駅名	計	上り方面から	下り方面から
JR中央線注1	三鷹駅			
	三鷹台駅	11,233	7,019	4,214
京王井の頭線注2	井の頭公園駅	3,394	1,396	1,998

(6) 自衛隊施設等

三鷹市を隊区とする部隊は、第1後方支援連隊〔第1整備大隊(練馬駐屯地)〕である。また、隣接している府中市には、航空自衛隊府中基地が所在している。

(7) 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を、東京消防庁に委託している。

(9) その他

① 夜間、昼間人口及び就業人口

時点修正する。

時点修正

文言の修正

① 主要交差点の自動車交通量

三鷹市統計データ集 2022

調査主要交差点	自動車交通量 台/日
野崎八幡前交差点	45,857
天文台北交差点	38,860
三鷹市役所前交差点	24,249
山中交差点	22,564
野崎交差点	22,350

② 住宅

市内の建物棟数は 40,469 棟あり、のうち木造は 31,334 棟、非木造は 9,135 棟で、木造棟比率は 77.4% である。

また、三鷹駅中心に中高層建物の商業、業務施設及び文化施設が存在しており、不特定多数の市民の集客があるので、災害時の避難誘導などの訓練が不可欠となる。

(出典：三鷹市統計データ集 2022)

③ 公園・緑地の状況

市内には、都立の公園としては井の頭恩賜公園や野川公園、武蔵野の森公園がある。

市立の公園としては、都市公園 38 か所、児童遊園 136 か所、緑地等が 71 か所整備されている。

② 主要交差点の自動車交通量

資料：環境保全のあらし (平成 26 年 11 月調査)

調査主要交差点	自動車交通量 台/日		計
	主要通り名		
天文台北交差点	東八道路	天文台通り	41,742
	29,448	12,294	
狐久保交差点	吉祥寺通り	連雀通り	25,902
	13,677	9,765	
三鷹第六小前交差点	むらさき橋通り	山中通り	17,286
	11,511	6,201	
井口郵便局前交差点	かえで通り	連雀通り	21,594
	11,001	10,593	

③ 住宅

市内の住宅用建物棟数は 40,066 棟あり、のうち木造は 31,196 棟、非木造は 8,870 棟で、木造棟比率は 77.86% と高いため、震災時に甚大な被害が想定されることから、道路の拡幅や防火住宅などの防災対策を推進していく必要がある。

また、三鷹駅中心に中高層建物の商業、業務施設及び文化施設が存在しており、不特定多数の市民の集客があるので、災害時の避難誘導などの訓練が不可欠となる。

(出典：市民部資産税課「固定資産税概要調査」)

④ 公園・緑地の状況

市内には、都立の公園としては井の頭恩賜公園や野川公園、武蔵野の森公園がある。市立の公園としては、都市公園 37、児童遊園 136、緑地等 66 が整備されており、そのうち都市公園の内訳は、近隣公園 2 園、街区公園

表を簡素化するとともに、交通量上位 5 か所を選定し、時点修正した。

時点修正及び震災対策に関する記述は別計画で定めるため削除するとともに、データ根拠を改めた。

時点修正及び文言の一部修正

	<p>児童遊園は、主に近隣の小さな子どもたちを対象とした公園で、親子での利用者が多い。一方、都市公園はより広い範囲の市民が利用し、運動ができる広場や散策のできる庭園風の公園などがある。</p> <p>いずれも公園の多くは、災害時の一時避難場所、広域避難場所となっている。</p>	<p><u>30園、緑地が5園となっている。</u></p> <p>児童遊園は、主に近隣の小さな子どもたちを対象とした公園で、親子での利用者が多い。一方、都市公園はより広い範囲の市民が利用し、運動ができる広場や散策のできる庭園風の公園などがある。</p> <p>いずれも公園の多くは、災害時の一時避難場所、広域避難場所となっている。</p>	
<p>第1編 第5章 2 緊急処理事態</p>	<p>○ <u>大規模スポーツイベントや国際会議など、世界的に注目される状況においてテロ災害が発生している状況を踏まえ、これらが開催されるときには、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。</u></p> <p>○ <u>大規模スポーツイベントの競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃など、都内におけるサイバーテロが危惧される。また、サイバーテロは、市民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急処理事態に発展する恐れもあることから、都や関係機関等と連携しながら、その動向に注視し、適切に対応していく。</u></p>	<p>○ <u>本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。</u></p> <p>○ <u>なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。</u>サイバーテロは、市民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急処理事態に発展する恐れもあることから、都や関係機関等と連携しながら、その動向に注視し、適切に対応していく。</p>	<p>平成29年に、東京2020大会を見据え追記したものである。当該大会は終了したものの、依然としてテロの脅威は潜在していることから、文言を修正し一部変更する。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文言を削除し、大規模スポーツイベントとして包括する内容に変更する。</p>
<p>第2編 第1章 2 市職員の参集基準等</p>	<p>2 市職員の<u>初動体制</u>（削除）</p> <p>市は、<u>国民保護措置を実施する場合の初動対応に万全を期するため、非常時の連絡体制、参集体制などを整備する。</u></p>	<p>2 市職員の<u>参集基準等</u></p> <p>(1) <u>職員の迅速な参集体制の整備</u></p> <p>市は、<u>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる</u></p>	<p>2は、初動体制を規定するものとして整理し、文言を修正する。</p>

		体制を整備する。																			
	<p><u>(1)</u> 24時間即応態勢の確保</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（三鷹消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び<u>防災課職員</u>に連絡が取れる24時間即応可能な態勢を確保する。</p>	<p><u>(2)</u> 24時間即応態勢の確保</p> <p>市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（三鷹消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び<u>国民保護担当職員</u>に連絡が取れる24時間即応可能な態勢を確保する。</p>	文言の修正																		
	<p><u>(2)</u> 市の体制及び職員の参集基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態認定の有無</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生、又は発生のおそれ)</td> <td> <p><u>全庁的な</u>対応は不要だが、<u>情報収集体制を強化</u>する場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> <p>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p> </td> <td> <p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> <p>④ 市災害対策本部体制</p> </td> </tr> <tr> <td>事態認定有</td> <td> <p><u>三鷹市に対し</u>、国民保護対策本部設置の通知がない場合</p> <p><u>全庁的な</u>対応は不要だが、<u>情報収集体制を強化</u>する場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> </td> <td> <p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事態認定の有無	体制の判断基準	体制	事態認定無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生、又は発生のおそれ)	<p><u>全庁的な</u>対応は不要だが、<u>情報収集体制を強化</u>する場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> <p>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> <p>④ 市災害対策本部体制</p>	事態認定有	<p><u>三鷹市に対し</u>、国民保護対策本部設置の通知がない場合</p> <p><u>全庁的な</u>対応は不要だが、<u>情報収集体制を強化</u>する場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p>	<p><u>(3)</u> 市の体制及び職員の参集基準等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生、又は発生のおそれ)</td> <td> <p><u>市の全部課での</u>対応は不要だが、<u>情報収集等の対応が必要な</u>場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> <p>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^{1(*)}に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p> </td> <td> <p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> <p>④ 市災害対策本部体制</p> </td> </tr> <tr> <td>事態認定有</td> <td> <p><u>区市町村国民保護対策本部設置の通知がない</u>場合</p> <p><u>市の全部課での</u>対応は不要だが、<u>情報収集等の対応が必要な</u>場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等</p> </td> <td> <p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生、又は発生のおそれ)	<p><u>市の全部課での</u>対応は不要だが、<u>情報収集等の対応が必要な</u>場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> <p>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^{1(*)}に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> <p>④ 市災害対策本部体制</p>	事態認定有	<p><u>区市町村国民保護対策本部設置の通知がない</u>場合</p> <p><u>市の全部課での</u>対応は不要だが、<u>情報収集等の対応が必要な</u>場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p>	文言の修正
事態認定の有無	体制の判断基準	体制																			
事態認定無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生、又は発生のおそれ)	<p><u>全庁的な</u>対応は不要だが、<u>情報収集体制を強化</u>する場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> <p>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> <p>④ 市災害対策本部体制</p>																			
事態認定有	<p><u>三鷹市に対し</u>、国民保護対策本部設置の通知がない場合</p> <p><u>全庁的な</u>対応は不要だが、<u>情報収集体制を強化</u>する場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p>																			
事態の状況	体制の判断基準	体制																			
事態認定無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生、又は発生のおそれ)	<p><u>市の全部課での</u>対応は不要だが、<u>情報収集等の対応が必要な</u>場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</p> <p>原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害^{1(*)}に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p> <p>④ 市災害対策本部体制</p>																			
事態認定有	<p><u>区市町村国民保護対策本部設置の通知がない</u>場合</p> <p><u>市の全部課での</u>対応は不要だが、<u>情報収集等の対応が必要な</u>場合</p> <p>全庁的に情報の収集、対応策の検討等</p>	<p>① 担当課体制</p> <p>② 緊急事態対策会議体制</p>																			

	場合		③ 市国民保護 対策本部体制	が必要な 場合	③ 市国民保護 対策本部体制	
	三鷹市に対し、国民保護 対策本部設置が通知さ れた場合					
	<p><u>(3)</u> 幹部職員等への連絡手段の確保 市の幹部職員及び<u>防災課職員</u>は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>			<p><u>(4)</u> 幹部職員等への連絡手段の確保 市の幹部職員及び<u>国民保護担当職員</u>は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>		文言の修正
第2編 第1章 第6 研修及び 訓練 2 訓練	<p>(2) 訓練の形態及び項目 訓練を計画する<u>ときには</u>、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練<u>などの実施形態を検討する。</u> <u>また、実施に際しては、様々な情報伝達の手法を組み合わせたり、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を行う。</u></p>			<p>(2) 訓練の形態及び項目 訓練を計画する<u>に当たっては</u>、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練<u>等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。</u></p>		都国民保護計画の変更を反映したもの。 都計画において、実践的な訓練例として「様々な情報伝達等の手法を組み合わせることや、様々な場所や想定で訓練を実施すること」とされたため、同様の内容の文言を追記した上で、文章を一部修正し分かりやすい表現に変更する。
第2編 第2章 5 避難施設の 指定の協力	<p><u>(1)</u> 市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて<u>施設の収容人数、構造など</u>必要な情報を提供するなど都に協力する。</p>			<p>市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。</p>		都国民保護計画の変更を反映したもの。 都計画において、東京都が「避難施設を指定する際には、収容人数を把握すること」とされたため、市が都に提供する情報の例として「施設の収容人数など」の文言を追記する。
	<p><u>(2)</u> 市は、<u>住民の速やかな避難のため、避難施</u></p>			<p>市は、都が指定した避難施設に関する情報を</p>		避難施設の住民への周知

	<u>設が指定された際には、直ちに市ホームページ等により避難施設の名称及び所在等を周知するとともに、総務省消防庁が管理する避難施設データベースの更新を確実に実施し、国、都及び三鷹市で情報を共有する。</u>	<u>避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。</u>	体制を強化するとともに、情報共有方法についても、実態と整合を図った。
	(3) 避難施設の指定状況 [別紙のとおり]	(新設)	(3)を新設し、市内の避難施設を明記して市民に周知する。
第3編 第5章 第2 避難住民の誘導等 5 想定される避難の形態と市による誘導	弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭） 発射後短時間で着弾することが予想されるため、 <u>弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について周知に努めるなど被害の局限化が重要</u>	弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭） 発射後短時間で着弾することが予想されるため、 <u>迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要</u>	都国民保護計画の変更を反映したもの。 東京都の計画において、「平素からJアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること」とされたため、同様の内容を追記する。

(3) 避難施設の指定状況（令和5年4月1日現在）

名称	所在	緊急一時避難施設の指定
市立小学校校舎及び体育館 15 施設	新川 6-4-32（一小）他	○
市立中学校校舎及び体育館（一中除く） 6 施設	野崎 3-14-1（二中）他	○
第一中学校校舎	下連雀 9-10	○
大沢コミュニティ・センター	大沢 4-25-30	○
牟礼コミュニティ・センター	牟礼 7-6-25	○
井口コミュニティ・センター	井口 1-13-32	○
井の頭コミュニティ・センター（新館）	井の頭 2-32-30	○
井の頭コミュニティ・センター	井の頭 2-32-30	○
新川中原コミュニティ・センター	新川 1-11-1	○
連雀コミュニティ・センター	下連雀 7-15-4	○
三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀 3-13-10	○
学校法人 国際基督教大学施設の一部	大沢 3-10-2	○
都立三鷹中等教育学校施設の一部	新川 6-21-21	○
北野ハピネスセンター	北野 1-9-29	○
下連雀複合施設	下連雀 4-15-18	○
福祉コアかみれん	上連雀 4-1-8	○
新川作業所	新川 3-10-8	○
三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう	牟礼 6-12-30	○
弘済ケアセンター	下連雀 5-2-5	○
三鷹市高齢者センターけやき苑	深大寺 2-29-13	○
市立小学校グラウンド 15 施設	新川 6-4-32（一小）他	
市立中学校グラウンド（一中除く） 6 施設	野崎 3-14-1（二中）他	
仙川ゴルフ練習場	中原 1-3-5	
有限会社武蔵グランドゴルフ	北野 1-7-22	
久我山ゴルフ	牟礼 1-2-14	

大沢総合グラウンド（都立武蔵野の森公園内）	大沢 5-7-1	
学校法人 国際基督教大学敷地	大沢 3-10-2	
東京神学大学敷地	大沢 3-10-30	
ルーテル学院大学施設の一部及び敷地	大沢 3-10-20	
都立三鷹中等教育学校グラウンド	新川 6-21-21	
井口特設グラウンド	井口 1-6	
花と緑の広場	牟礼 1-11-26	
新川あおやぎ公園	新川 1-11-16	
牟礼の里公園	牟礼 3-7-7	
農業公園	新川 6-30-22	
仙川平和公園	新川 6-7-1	
都立井の頭恩賜公園	井の頭 3 丁目 他	
都立野川公園	大沢 2 丁目 他	
国立天文台	大沢 2-21-1	
三鷹市消費者活動センター	下連雀 3-22-7	○※
三鷹市芸術文化センター	上連雀 6-12-14	○※
市立三鷹図書館	上連雀 8-3-3	○※
市立西部図書館	大沢 2-6-47	○※
市立東部図書館	牟礼 5-8-16	○※
三鷹市総合スポーツセンター アーチェリー場・弓道場	野崎 1-1-1	○※
三鷹市西多世代交流センター	深大寺 2-3-5	○※
三鷹市東多世代交流センター	牟礼 2-13-19	○※
都立野川公園 管理所	大沢 6-4-1	○※
都立井の頭恩賜公園 スポーツ施設管理センター	下連雀 1-1-1	○※

※緊急一時避難施設としてのみ使用可能